

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成31年4月1日現在)

行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 主事、技師、水質検査員若しくは環境のまちづくり専門員の職務又は規則で定める職務 2 司書、学芸員、保育士、保育教諭、保健師、看護師、栄養士、臨床心理士若しくは教諭の職務又は規則で定める職務 3 消防士の職務又は規則で定める職務	92	11.4	主事	42	170	21.1	主事級
				技師	6			
				保育士	2			
				保育教諭	10			
				保健師	2			
				栄養士	1			
				消防士	29			
				計	92			
2級	1 経験を必要とする業務を行う主事、技師、水質検査員若しくは環境のまちづくり専門員の職務又は規則で定める職務 2 経験を必要とする業務を行う司書、学芸員、保育士、保育教諭、保健師、看護師、栄養士、臨床心理士若しくは教諭の職務又は規則で定める職務 3 消防士長、消防副士長若しくは経験を必要とする業務を行う消防士の職務又は規則で定める職務	78	9.7	主事(内、任期付)	(3)	176	21.9	主任級
				技師	5			
				保育士	1			
				保育教諭	10			
				保健師	2			
				消防副士長	11			
				計	78			
3級	1 主任、指導主事若しくは社会教育主事の職務又は規則で定める職務 2 経験を必要とする業務を行う消防士長、消防副士長の職務又は規則で定める職務 3 係長、保健師長、所長(係に相当する所の長をいう。)、副所長(課に属する所の副所長をいう。)、副館長、館長補佐、主査若しくは園長補佐の職務又は規則で定める職務 4 消防署の出張所長補佐又は規則で定める職務	371	46.1	主任	176	206	25.6	係長級
				計	176			
				係長	78			
				副所長	1			
				主査	107			
				園長補佐	9			
計	195							
4級	1 課長補佐(課に相当する室にあっては、室長補佐)、室長(課に属する所の長をいう。)、次長、主幹、政策調整主幹、技術主幹、所長(課に属する所の長をいう。)、館長若しくは園長の職務又は規則で定める職務 2 相当の経験を必要とし、かつ課長補佐に準じる職務を分掌する係長、保健師長、所長(係に相当する所の長をいう。)、副所長(課に属する所の副所長をいう。)、副館長、館長補佐、主査若しくは園長補佐の職務又は規則で定める職務 3 消防署の当務指令若しくは出張所長の職務又は規則で定める職務	144	17.9	係長	7	133	16.5	課長補佐級
				主査	2			
				園長補佐	2			
				計	11			
				課長補佐	29			
				室長	5			
				次長	2			
				主幹	74			
				園長	10			
				当務指令	12			
駐在所長	1							
計	133							
5級	1 課長、室長(課に相当する所の長をいう。)、所長(課に相当する所の長をいう。若しくは参事の職務又は規則で定める職務 2 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長若しくは議会事務局次長の職務又は規則で定める職務 3 消防署の副署長若しくは分署長の職務又は規則で定める職務	88	10.9	課長	42	92	11.4	課長級
				室長	1			
				参事(内、任期付)	(1)			
				局長	2			
				次長	1			
				分署長	3			
				計	88			
6級	1 部次長の職務又は規則で定める職務 2 相当の経験を必要とし、かつ、部次長に準じる職務を分掌する課長、室長(課に相当する所の長をいう。)、所長(課に相当する所の長をいう。若しくは参事の職務又は規則で定める職務 3 相当の経験を必要とし、かつ、部次長に準じる職務を分掌する選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長若しくは議会事務局次長の職務又は規則で定める職務 4 消防本部の次長、参事若しくは消防署長の職務又は規則で定める職務	9	1.1	課長	2	5	0.6	部次長級
				参事	2			
				計	4			
				部次長(内、任期付)	(1)			
				次長(消防)	1			
				参事(消防)	2			
				署長	1			
計	5							

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
7級	1 技監、部長、防災監、振興局長若しくは部参事の職務又は規則で定める職務 2 教育次長若しくは議会事務局長の職務又は規則で定める職務 3 消防長の職務又は規則で定める職務	23	2.9	技監	1	23	2.9	部長級
				部長	9			
				防災監	1			
				振興局長	5			
				部参事	4			
				教育次長	1			
				議会事務局長	1			
				消防長	1			
計	23							
合計		805	100			805	100	

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成31年4月1日現在)

医師職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医師の職務							
				計				
2級	医長の職務							
				計				
3級	診療所長の職務	4	100	診療所長	4	4	100	課長級
				計	4			
	合計	4	100			4	100	